

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、会社A工業所に建築板金工として就労していたが、平成〇年〇月〇日に屋根貼替工事に従事中、下屋から約3メートル下のトイレの屋根に滑り落ち、足場の単管で臀部から左股関節辺りを強打した（以下「本件事故」という。）。

請求人は、本件事故後も業務に従事していたが、左手握力の不調を訴えて同年〇月〇日にB病院に受診し、「頸椎症性脊髄症」と診断され、同年〇月〇日にC病院において頸椎椎弓拡大術を受けた。

請求人は、D整形外科に受診し、「頸椎症性脊髄症術後」等の傷病名により加療を受け、同傷病は本件事故によるものであるとして、監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人の傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人の傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、本件事故から51日経過後の平成○年○月○日にB病院に受診し、「頚椎症性脊髄症」と診断され、同年○月○日からはD整形外科で「頚椎症性脊髄症術後」等の傷病名により加療を受けたものであるが、同傷病は本件事故によるものと主張するものであるので、業務起因性について、以下において検討する。

(2) E医師作成の平成○年○月○日付けの意見書、B病院等で撮影されたエックス線写真及びMRI画像によると、請求人の主たる傷病は、負傷後の頸部単純エックス線写真にて頚椎C3/4、C4/5、C5/6の椎間板腔に高度の狭小化及び後方骨棘形成が認められ、MRI画像でも頚椎C3/4、C4/5、C5/6の椎間板ヘルニアと骨棘形成による頚髄の圧迫、左優位の頚髄損傷を示唆する高信号域が確認でき、それらと左上肢・手脱力症状及び両上肢腱反射亢進、病的反射、左上肢筋力低下等の神経学的異常が矛盾なく合致することから、頚椎症性脊髄症であることが認められるが、骨棘の高度形成は、通常、長年の加齢変化によって生じる現象であるため、本件事故のような災害、外傷によって生じたものでないことは明らかである。

(3) F医師は、平成○年○月○日付けの鑑定書において、本件事故と頚椎症性脊髄症との医学的な関連性はないと判断する旨の意見を述べており、前記、エックス線写真やMRI画像の読影結果等を考慮すると、当審査会としてもF医師の意見は妥当なものであると判断する。

3 以上のとおりであるから、請求人に発症した頚椎症性脊髄症は、業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補

償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。